

# 研究奨励指定寄附金取扱規程

(2006年3月9日制定)  
改正 2015年 3月12日

## (目的)

**第1条** この規程は、東京女子大学（以下「本学」という。）が受け入れる、研究奨励のための指定寄附金（以下「指定寄附金」という。）の取扱いについて定める。

## (定義)

**第2条** この規程において、指定寄附金とは、本学における研究を奨励するために、政府機関、地方公共団体、民間企業及びこれらに準ずる学外機関等及び個人（以下「寄附者」という。）から受け入れる寄附金のうち、研究を行う教育職員（以下「研究担当者」という。）が指定又は特定されるものをいう。

## (申請)

**第3条** 寄附者は、別に定める「研究奨励指定寄附申込書」に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

## (受入基準)

**第4条** 指定寄附金の受入れは、本学の教育研究活動上有意義であり、かつ本学の教育研究の遂行に支障がないと見込まれるものに限るものとする。

2 指定寄附金の受け入れ後、前項の基準に合致しない事態が発生した場合は、学長は当該研究の中止を求めることができる。

## (受入決定)

**第5条** 指定寄附金受入の可否は、当該指定寄附の研究担当者の意見を徴した上、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し決定する。

## (指定寄附金の使途)

**第6条** 指定寄附金は、研究に要する経費及び研究の奨励を目的とする経費に使用する。

## (指定寄附金の取扱)

**第7条** 本学は、寄附者から納入された指定寄附金を、本学の会計を通して経理する。

2 指定寄附金は、年度ごとに受け入れ、原則として年度を越えての寄附金の使用は行わないこととする。

3 本学は、指定寄附金から管理費として10%を控除し、その余を当該研究のための支払にあてるなどを原則とする。ただし、管理費の上限は50万円とし、指定寄附金が30万円未満の場合は、管理費を控除しない。

## (設備・備品の帰属)

**第8条** 指定寄附金により取得した設備及び備品は、本学に帰属する。

## (研究の中止)

**第9条** 第4条第2項により研究を中止した場合、本学は、研究費の精算、研究費により購入した設備・備品の処置等について、委託者と協議の上、決定する。

## (報告)

**第10条** 研究担当者は、年度末に、別に定める「研究奨励指定寄附金使用報告書」を作成して、指定寄附金の使用状況及び研究成果についての報告書を学長に提出し、学長はこれを大学評議会及び理事会に報告する。

## (研究にかかる成果)

**第11条** 指定寄附金による研究成果の知的所有権等は、原則として本学に帰属する。

## (協議)

**第12条** この規程に定めのない事項については、本学と寄附者が誠意をもって協議し、決定する。

## (規程の改廃)

**第13条** この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し理事会に提案して、理事会が決定する。

**附 則** (2006年3月9日制定)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

**附 則** (2015年3月12日改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。